

民間自主規格の改定，発電用火力設備の技術基準の解釈の改正要請，電気設備の技術基準の解釈の改正要請及び JESC 規格の改定と解釈への引用要請について

日電規委 28 第 0001 号
平成 28 年 4 月 22 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では，民間自主規格の改定，発電用火力設備の技術基準の解釈（火技解釈）の改正要請，電気設備の技術基準の解釈（電技解釈）の改正要請及び JESC 規格の改定と解釈への引用要請について，平成 28 年 5 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので，お知らせいたします。ご意見のある方は，理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 火技解釈の改正要請について
- (2) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」の制定について
- (3) 「内線規程」（JESC E0005）の改定について
- (4) 電技解釈第 143 条他の改正要請及び「内線規程」（JESC E0005）の一部改定について
- (5) 「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」（JESC E6003）の改定と引用要請について

2. 案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) 火技解釈の改正要請について
 - a. 要請した委員会
火力専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）
 - b. 趣旨，目的，内容等
火技解釈に引用されている JIS 規格の内，最新年度版の取り込みが可能と判断されたものについて，最新年度版を引用するよう火技解釈の改正要請を行うものです。
- (2) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」の制定について
 - a. 要請した委員会
情報専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）
 - b. 趣旨，目的，内容等
電力制御システム等のサイバーセキュリティ対策の的確な実施を目的として，電気事業者が実施すべき電力制御システム等のセキュリティ対策の要求事項を定めた民間自主規格である本ガイドラインを新たに制定するものです。
- (3) 「内線規程」（JESC E0005）の改定について
 - a. 要請した委員会

需要設備専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨，目的，内容等

本規程は，需要場所における電気工作物の設計，施工，維持，検査の業務に従事する方々が，保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格です。今回の改定は，LED 照明器具，トップラランナーモータの取入れ等，アンケート調査で寄せられた改定要望に対する検討結果の反映や，改正，改定のあった法令，規格の反映等を行うものです。

(4) 電技解釈第 143 条他の改正要請及び「内線規程」（JESC E0005）の一部改定について

a. 要請した委員会

需要設備専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨，目的，内容等

電技解釈第 143 条では，太陽電池モジュールの直流電路の対地電圧の制限を 450V 以下にするための条件が規定されていますが，燃料電池発電設備，常用電源として用いる蓄電池についても同様の条件を規定するよう，同条及び関連する第 29 条の改正要請を行うとともに，関連する「内線規程」（JESC E0005）を一部改定するものです。

(5) 「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」（JESC E6003）の改定と引用要請について

a. 要請した委員会

需要設備専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨，目的，内容等

本 JESC 規格は，興行場（常設の劇場，映画館その他これらに類するもの）に施設する，使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の屋内配線及び移動電線の施設方法を定めています。見直しを行った結果，関連する電技解釈の改正を反映する必要があるため，本 JESC 規格を改定し電技解釈第 172 条への引用要請を行うものです。

3. 規格の発行予定，改正要請と引用要請の提出予定

平成 28 年 5 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で，関連資料の閲覧が可能です。また，郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので，その際はお問い合わせください。ただし，郵送をご希望の場合，コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人 日本電気協会 技術部）

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553 （内線 270）

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォー

ムからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 28 年 4 月 22 日（金）

受付終了日：平成 28 年 5 月 23 日（月）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。